

第48号議案

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年足立区条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第16条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等

通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。